

令和6年度 第3回 藤沢市介護保険運営協議会 質問回答一覧

議題(1) 第10期介護保険事業計画策定に向けた介護サービス利用状況調査(案)【資料1】

項目	質問等	質問者	回答
1	「5. 介護予防事業に関する項目」は基本チェックリストと同じような質問が多いと思われるが、その結果をどのように計画に反映するのかを教えていただきたい。 介護保険料額について削除予定となっている理由を教えてください。また、サービス利用料(自己負担額)についての質問項目がない理由も合わせて教えていただきたい。	福原委員	・「5. 介護予防事業に関する項目」は、介護保険事業計画の策定にあたり、厚生労働省が示している「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の内容に即したものとしています。高齢者と要介護状態である方の比較や、他市との比較などにより、藤沢市の抱える課題の分析や、効果的な介護予防政策の立案、評価のために活用していくなど、計画に反映してまいります。 ・当該調査は、市内に居住する要介護・要支援認定者を対象としておりますが、介護保険料については、現役世代も含め広くご意見をお伺いする必要がありますことから、項目から外しております。 なお、介護保険料額については、介護保険事業計画の策定にあたり実施するパブリックコメントにより、市民のご意見を集約する体制となっております。 ・サービス利用料(自己負担額)に関する質問項目については、サービス利用料は国が定める介護報酬の単位数や地域区分に左右されるものであり、本市の施策により収集した情報を活用し難いことから、当該調査の項目として設けておりません。 なお、質問項目の設定については、委員の皆様からいただいたご意見も踏まえ、検討を進めてまいります。
2	「ケアプラン・ケアマネージャーに対する不満の内容」の項目がケアプランに対する満足度に変更されていますが、実際自分の周りでもケアマネージャーを変えてもらいたいけど手続きがわからないとか、ケアプランや介護サービスを担う事業所を変更してもらいたくても言えないという声を多々聞きます。2-4及び2-5の5択だけでは細かい要望をキャッチすることができないのではないのでしょうか？	竹松委員	前回の調査における項目では、ケアマネージャーとケアプランが同一項目に含まれており、どちらの項目に対する回答か捉えづらいものとなっていました。 また、ケアマネージャーに対する満足度の項目は、個別の事情に対する要望項目になりかねないことから、ケアマネージャーの項目を削除しました。 ご質問にあります細かい要望のキャッチは重要な内容だと認識しておりますが、当該調査が次期計画の策定に必要な基礎資料とする中で、設問数による回答への負担感や計画や施策への反映などから、該当の項目としております。 なお、質問項目の設定については、委員の皆様からいただいたご意見も踏まえ、検討を進めてまいります。

議題(2) 令和6年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価結果【資料2】

項目	質問等	質問者	回答
1	藤沢市は神奈川及び国平均からすると、総得点数はやや上回ってはいますが、高得点の秦野市、相模原市と比べ、どのような点に違いが見られるのでしょうか？	竹松委員	推進交付金については、両市とも「給付適正化方策の策定状況」、「ケアプラン点検の実施割合」が本市を上回っていたことに加え、相模原市については、「短期・長期的な介護度の変化」の項目の得点が高くなっていました。 努力支援交付金については、両市とも「通いの場参加者の健康状態の把握・分析」、「地域リハビリテーションの推進」、「介護予防・生活支援の体制整備」が高くなっており、さらに、秦野市に関しては、認知症に関する取組として、「早期診断・早期対応の体制構築」、「認知症サポーター講座修了者数」の項目に関しても本市よりも高い得点となっていました。 今後、得点の高かった自治体の取組等を参考としながら、本市の取組の充実を図っていきたいと考えております。
ご意見	介護予防を担うものとして、評価結果に驚いています。地域包括支援センターも高齢者支援課から示された事業評価を行い、目指すべき活動の指標にしているところですが、「県平均を下回った項目の要因分析と今後の方針」には「検討していきたい」との記載が多く、具体策が少ない印象です。今後の方針であがっているものについては、すぐにでも実施して頂きたいと思います。	西山委員	

議題(3) 介護報酬の地域区分について【資料3】

項目	質問等	質問者	回答
ご意見	・本年度第1回の本会議で質問させていただいたことに関連して、議題に取り上げていただいたものと理解し、感謝申し上げます。サービス利用者だけではなく、市民の負担にも直結する問題である。引き続き本会議においても議論いたしたく、今後も情報があつたら取り上げていただきたい。	福原委員	
ご意見	最低賃金が上がっていくなか、介護報酬はあまり上がらず介護事業所の運営はかなり厳しくなっています。資料にあるように地域区分が見直されると大変ありがたいです。	猪狩委員	
ご意見	地域区分が引上げになることを切に願います。	竹松委員	
ご意見	厚労省R5年度経営実態調査において、介護老人保健施設はマイナス1.1%の赤字であり(全国平均)、相変わらず厳しい経営状況です。その中で施設の人材確保については、以前より更に一層の難しさを現在感じております。この点で今回の地域部分の見直し(人口20万人以上の市の民間賃金反映)は、時機にかなうものと捉えています。保険給付費の増加の影響を考慮しつつも見直しは必要と思われますので、是非前向きに検討をお願い致します。	鈴木委員	

議題(4) 介護保険サービス事業所の指定等について【資料4-1】【資料4-2】

項目	質問等	質問者	回答
1	・資料4-1と次第の裏面に記載されている来年度の本会議の開催数について、地域包括支援センターの運営に関する基準を定める条例改正により、本協議会が審議しなければならない事項も増えると聞いている。以前と同じように年4回の開催にした方がよいのではないか。	福原委員	運営協議会の回数につきましては、令和2年度までは年4回実施しておりましたが、開催時期の関係や次回会議の間が短いことから、事業状況報告が前回報告と同一内容になる時期があるなどの課題があったことから、令和3年度からは、介護保険事業の執行状況等を効果的に報告するため、実施回数を見直した経過があります。 ※見直し内容 第1回 6月下旬(年間評価・計画予定等) 第2回 10月下旬(決算関係) 第3回 2月上旬(中間評価、次年度事業等) その他 緊急必要時に応じて開催 次年度以降は介護保険事業計画の見直しの際は議題が著しく増加するなどの課題もありますので、ご意見いただきました開催回数のほか、他の会議の状況や報告内容、開催時期等を踏まえ、より効率的な会議運営となるよう、調整してまいりたいと考えております。

議題(5) 指定地域密着型サービス事業所の指定等について【資料5-1】～【資料5-3】

項目	質問等	質問者	回答
1	居宅介護支援サービスの中で、夜間対応型訪問介護の指定事業所が明治地区に1か所だけですが、今後増える予定はあるのでしょうか？ また、地域密着型サービス事業所の利用状況ですが、100%の事業所もあれば50%を切っている事業所もあります。この差は何なのでしょう？	竹松委員	・夜間対応型訪問介護については、令和6年4月の介護報酬改定の際に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護との機能・役割や利用状況等を踏まえ、将来的なサービスの統合を見据えて、両サービスの一体的実施を図る観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護相当の利用区分が新設されました。このことから、本市においては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を促進することで、夜間訪問のニーズに対応したいと考えております。 ・小規模多機能型居宅介護事業所の登録率が低い事業所が一部あることについては、市としても課題であると認識しており、利用者に対しては、小規模多機能型居宅介護のサービス内容や事業所一覧を認定結果通知に同封するなど、周知等を図っているところです。 また、小規模多機能型居宅介護事業所に対して聞き取りしたところ、 ・人材不足により登録定員を満たすことができない ・居宅介護支援事業所から紹介される場合としては、サービス利用量が多く、複数のサービス提供事業所の調整が難しくなり、小規模多機能型居宅介護の利用を検討したケース等で、件数が少ない ・利用者ご本人が、これまでと同じケアマネジャーに担当してもらいたいと希望され、他の在宅サービスを利用される などの理由が挙げられ、こうしたことも登録率が上昇しない要因のひとつとして推定されます。 なお、看護小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、医療ニーズが高い利用者が多くなる特性があることから、利用者数が安定しやすいサービスであることを、事業者からの聞き取りにより確認しています。

議題(6) 令和6年度地域密着型サービス事業所の整備・運営事業者の選定結果【資料6】

項目	質問等	質問者	回答
1	ご意見・ご質問等なし		

議題(7) 令和6年度地域包括支援センター活動報告(4月～11月)【資料7】

項目	質問等	質問者	回答
1	相談件数は減少しているが、新規の相談件数が微増しているようですが、日頃、市民の方々に対する認知度を高めるために、どのような工夫をされているのか、お教えてください。また、今年度の特徴として、「ケアラー支援」に関する相談が増加しているようですが、おそらく、他市と比較しても多いかもしれませんが、なぜなのか、その理由をお教えてください。さらに、「ケアラー支援」の相談に関して、地域包括支援センターがどのような関係機関と連携しているのかも、出来ましたら、お教えてください。	横倉委員	地域包括支援センターの職員が、各地域で行われている公園体操等の地域活動への参加やセンターが開催する講座・イベント等の中で、日ごろから地域住民とのつながりをつくり、センターの認知度を高めています。 また、今年度の藤沢市地域包括支援センター重点業務としてケアラー支援をあげていることや、『ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例』が来年度4月1日に施行予定となっていることから、「ケアラー支援」に関するセンター・市民の意識、関心が高まり、件数増につながっていると考えられます。センターと関係機関との連携については、相談内容に応じて医療関係機関(認知症疾患医療センター、訪問看護等)、社会福祉協議会(CSW)や子ども家庭課等と連携を図っております。
ご意見	地域包括支援センターの活動報告で数字が出ていますが、数字以上に介護保険認定結果の遅延による業務の対応に追われています。認定結果の遅延を少なくして頂くこと、利用者・相談者に不利益にならないような対策を早急に検討して頂きたいです。	西山委員	